　　　大月市消防団応援の店事業実施要綱

　（趣旨）

第１条　この要綱は、大月市消防団員（以下「消防団員」という。）の継続的な確保と一層の地域の活性化を図るため、事業所等が消防団員に対する支援等を行うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

　（用語の定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

　(1) 事業所等　大月市内の事業所又は店舗をいう。

　(2) 消防団応援の店　消防団活動を支援するため、消防団員に対し、事業所等が自ら定めた優遇措置を行うものとして、市長の登録を受けた事業所等をいう。

　(3) 登録表示証　前号の規定による登録をした事業所等に交付する消防団応援の店登録表示証（様式第１号）をいう。

　(4) 優遇措置　消防団員及び消防団員と同居する家族に提供される商品等の割引き、購入ポイントの割増しその他のサービスをいう。

　（登録表示証の交付申請）

第３条　消防団応援の店としての登録及び登録表示証の交付を受けようとする事業所等は、大月市消防団応援の店登録申請書（様式第２号）を市長に提出しなければならない。

　（登録基準）

第４条　前条に規定する申請の内容が、次に掲げる基準に適合していると認めるときは、当該申請をした事業所等を消防団応援の店として登録するものとする。

　(1) 明確な優遇措置が設けられていること。

　(2) 優遇措置の期間が連続して１年以上であること。

　(3) 優遇措置を受ける消防団員は、分団、階級等の別に関係なく、大月市消防団に所属する全消防団員を対象としていること。

　（審査）

第５条　前条の規定による登録の審査は、書面により行うものとする。

　（登録表示証の交付）

第６条　市長は、 第４条の規定により消防団応援の店として登録した事業所等に対し、登録表示証を交付するものとする。

　（有効期間）

第７条　登録表示証の有効期間は、交付の日から優遇措置の終了までとする。

　（登録表示証の表示）

第８条　登録表示証は、事業所等の見えやすい場所に表示するものとし、事業所等のパンフレット、チラシ、ポスター、看板、ホームページ等に表示させる場合は、登録表示証の寸法の縦及び横を同率に拡大又は縮小して表示することができるものとする。

　（登録表示証交付整理簿の備え付け）

第９条　市長は、大月市消防団応援の店事業登録表示証交付整理簿（様式第３号）を備え付け、登録表示証の交付をした事業所等について、その名称、代表者氏名、所在地 、優遇措置内容等の必要事項を記録するものとする。

　（登録の変更及び抹消等）

第１０条　第４条の規定による登録を受けた事業所等は、当該登録の内容を変更し、又は当該登録に係る優遇措置を廃止しようとするときは、大月市消防団応援の店登録変更・廃止申請書（様式第４号）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項に規定する申請があったときは、速やかに、当該登録を変更し、又は抹消するものとする。

３　前項の規定により消防団応援の店の登録を抹消された事業所等は、速やかに登録表示証を市長に返還しなければならない。

　（消防団応援の店の公表）

第１１条　市長は、消防団応援の店の名称、優遇措置の内容及びその他事項について、広報紙等により公表するものとする。

　（消防団員ファミリーカードの交付）

第１２条　市長は、消防団員と同居する家族であることを証明するため、団員１名につき１枚の大月市消防団員ファミリーカード（様式第５号。以下「ファミリーカード」という。）を交付するものとする。

２　市長は、大月市消防団員ファミリーカード交付台帳（様式第６号）を備え付け、ファミリーカードの交付について、その交付年月日、交付者の所属及び氏名等の必要事項を記録するものとする。

　（消防団員証又はファミリーカードの提示）

第１３条　消防団員及び消防団員と同居する家族は、消防団応援の店において優遇措置を受けようとするときは、消防団員にあっては大月市消防団の組織等に関する規則（平成２４年大月市規則第３０号）に規定する大月市消防団員証を、消防団員と同居する家族にあっては前条のファミリーカードを提示しなければならない。

　（留意事項）

第１４条　消防団員及び消防団員と同居する家族は、次に掲げる行為をしてはならない。

　(1) ファミリーカードを消防団員と同居する家族以外の者に貸与し、又は譲渡すること。

　(2) 優遇措置に関して、消防団応援の店に強要すること。

２　前項の規定に違反してファミリーカードを不正に使用し、又は消防団応援の店に損害を与えた場合は、その責任はファミリーカード保有者本人が負う。

　（ファミリーカードの返納）

第１５条　消防団員は、消防団を退団したときは、速やかにファミリーカードを市長に返納しなければならない。

　（所掌）

第１６条　この要綱に関する事務は、消防本部消防課において所掌する。

　（その他）

第１７条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、別に定める。

　　　附　則

　この告示は、公布の日から施行する。

様式第１号（第２条関係）

**消防団応援の店**

**私たちは、消防団を応援しています**



**大 月 市**

様式第２号（第３条関係）

　　年　　月　　日

（あて先）

　大月市長

（事業所等）

所 在 地

名　　　称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　印

電 話

大月市消防団応援の店登録申請書

　大月市消防団応援の店事業実施要綱第３条の規定に基づき、消防団応援の店の登録について、次のとおり申請します。

１　申請事業所等

所 在 地

名　　 称

代表者氏名

２　優遇措置（具体的な記載をお願いします。）

(1) 優遇措置内容

(2) 優遇措置期間　　　　年　　月　　日　～　　　年　　月　　日

(3) その他

様式第３号（第９条関係）

大月市消防団応援の店事業登録表示証交付整理簿

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 交付  番号 | 交付年月日 | 業種 | 事業所名称 | 代表者氏名 | 所在地 | 連絡先 | 優遇措置内容 | 優遇措置期間 | 備考 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

様式第４号（第１０条関係）

　　年　　月　　日

（あて先）

　大月市長

（事業所等）

所 在 地

名　　　称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　印

電 話

大月市消防団応援の店登録変更（廃止）申請書

　大月市消防団応援の店事業実施要綱第９条第１項の規定に基づき、消防団応援の店の登録変更（廃止）について、次のとおり申請します。

１　登録事業所等

所 在 地

名 称

代表者氏名

２　変更内容

３　変更・廃止の理由

４　その他

様式第５号（第１２条関係）

(表)

|  |
| --- |
| 大月市消防団員ファミリーカード  107_syota.jpg所 属  氏　 名  生年月日 年 月 日  大月市長 　　　　　　 印  年　 月　 日 発行 |

5.4cm  
8.6cm

(裏)

|  |
| --- |
| 留　意　事　項  １ 本証は、本市消防団員と同居する家族であることを証するものであり、消防団応援の店において優遇措置を受けるときに提示すること。  ２ 本市消防団員と同居する家族は、本証を他人に貸与し、又は譲渡しないこと。また、本証を紛失したときは直ちに市長へ届け出ること。  ３ 家族が消防団を退団したときは、速やかに本証を市長に返納すること。 |

様式第６号（第１２条関係）

大月市消防団員ファミリーカード交付台帳

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 交付年月日 | 所属 | 氏名 | 連絡先 | 備考 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |